

佐賀県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年四月十六日から平成二十二年五月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町服巻字尾平三八八三番 二地先から 神崎市脊振町服巻字葉山六二四八番 一地先まで	平成二二・四・一六
県道 佐賀脊振線	神崎市脊振町服巻字大作五〇六五番 一二四地先から 神崎市脊振町服巻字久保田三七六五番 一地先まで 神崎市脊振町服巻字久保田三八三〇番 六地先から 神崎市脊振町服巻字久保田三八三六番 一地先まで	//